

産業廃棄物の適正な処理の確保等

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

1. 制度の概要

国、地方自治体、経済界から出えんされた基金を基に産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力をを行う。

また、事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体勢の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと、産業廃棄物運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること、産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと、産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと、などの事業を行っている。

2. 指定、登録等の基準

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

第13条の12第1項

環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センターとして指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	平成10年7月1日	〒101-0044 千代田区鍛冶町2-6-1 TEL03-3526-0155	特定の利害にとらわれず公正中立な観点から全ての産業廃棄物処理業者を見ることが必要であるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12」第13条の12に基づき環境大臣が指定した。 また、長年に亘り廃棄物処理施設設置等に関与してきた団体であるため最適である。

4．指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5．指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
該当なし	該当なし

6．指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成19年9月1日現在）
特になし

7．政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>